

神戸市自立教育労働者組合との交渉議事録

1. 日 時：令和5年11月17日（金）18：30～19：10
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出席者：（市） 教職員課労務制度担当係長、他1名
（組合） 執行委員長、副執行委員長、他2名
4. 議 題： 給与改定、期末・勤勉手当、係長級の処遇改善、空き家居住に対する住居手当の加算に係る提案

5. 発言内容：

（市） 平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、感謝申し上げます。本日は、まず給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思います。

それでは、お配りしました「令和5年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。まず、「1. 給料表」についてでございます。給料表につきましては、別紙「給料表改正案」のとおりといたします。改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎としますが、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給など最高で12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料に記載のとおり、行政職1級5号給、高卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行156,500円のところ、改正案では168,500円とし、12,000円の改善を、1級13号給、短大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行167,000円のところ、改正案では179,000円とし、高卒初任給と同様に12,000円の改善を、1級25号給、大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行187,600円のところ、改正案では198,600円とし、11,000円の改善をしております。資料には記載していませんが、教育職(5)につきましては、2級17号給、大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行211,900円のところ、改正案では223,800円とし、11,900円の改善をしております。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額につきましては、国の改定と同様、各級の高位号給の改定額を基本に改定を行いたいと考えております。会計年度任用職員につきましては、この度の給料表の改正に伴い、適用する級・号給に改定がある場合は、会計年度任用職員の給料及び報酬の改定を行うことといたします。

次に「2. 係長級の処遇改善」についてです。人事・給与制度の見直しにおいて、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円の引き上げに取り組んでおります。係長級の給料月額について、令和5年4月までに3,000円の引き上げを行ってお

りますが、このたびの給料表改定によって生じた給料表の見直しに伴う経過措置額の解消分を用い、行政職給料表の係長級を対象に、全号給においてさらに700円の引き上げを行いたいと考えております。次に、「3. 実施時期」についてでございます。実施時期につきましては、令和5年4月1日といたします。

差額支給につきましては、12月20日（水）の予定としております。会計年度任用職員に関する差額支給につきましては、任期が短い方やパートタイムで勤務する方も多く、差額支給の対象者を特定する必要が生じるほか、差額支給額の確定に時間を要するため、1月19日（金）の予定でございます。なお、これには会計年度任用職員のうち令和5年12月期の期末手当の支給要件を満たすものを含み、その他のものは令和5年12月1日からの適用といたします。給与改定については以上でございます。

つづきまして、期末・勤勉手当及び係長級の処遇改善について、お示しいたします。

それでは、お手元にお配りした、「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。一般の職員の期末手当を0.05月引き上げ、今年度より「2.40月」から「2.45月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.00月」から「2.05月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.40月」から「4.50月」といたします。また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.35月」から「1.375月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引き上げ、今年度より「0.95月」から「0.975月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.30月」から「2.35月」といたします。さらに、会計年度任用職員についてでございますが、常勤職員との均衡を考慮し、期末手当を0.10月引き上げ、今年度より期末手当の年間支給月数を「2.50月」から「2.60月」といたします。

なお、令和6年度の期末・勤勉手当の支給月数につきましては、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員につきましては夏期・年末とも2.25月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.175月といたします。また、会計年度任用職員につきましては、令和6年度より勤勉手当を支給することとした場合になりますが、期末・勤勉手当ともに一般の職員と同様の年間支給月数としたうえで、夏期及び年末で均等に割り振り、夏期・年末ともに2.25月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員については2.3月分を、再任用職員については1.2月分を、会計年度任用職員については1.35月分を、12月8日に一括支給いたします。

次に、年末手当の支給細目について、「勤勉手当支給基準（案）」をご覧ください。基準については、従前から変更はありません。なお、会計年度任用職員の令和6年の夏期手当における勤勉手当支給基準につきましては、一般の職員と同様といたします。

次に、係長級の処遇改善についてでございます。お手元の「係長級の処遇改善について(案)」をご覧ください。まず、「1. 概要」についてでございます。令和2年度の人事・給与制度の見直しにおきまして、昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善として、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円まで引き上げを行うこととお話ししていたところでございます。これらを踏まえ、「2. 処遇改善の内容」といたしまして、係長級の給料月額について、令和5年4月までに3,700円の引き上げを行うこととしていますが、令和6年4月より全号給においてさらに1,300円の引き上げを行うことといたします。これにより、累計5,000円の引き上げとなります。「3. 適用給料表」につきましては、行政職給料表といたします。「4. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。令和6年4月における処遇改善後の給料月額につきましては、別紙にて記載しておりますので、後ほどご参照ください。

残りの引き上げ額につきましては、職員の在籍状況や経過措置の状況、また、今後の給与改定の状況等を踏まえ、引き続きできるだけ速やかに引き上げを行ってまいります。期末勤勉手当・係長級の処遇改善については、以上でございます。

つづきまして、「空き家居住に対する住居手当の加算について(案)」をご説明いたします。「1. 概要」についてでございますが、全市的な空き家対策推進の一環として、職員が要件に該当する神戸市内の空き家に居住した場合、現行の住居手当に加えて、新たに住居手当の加算額を支給いたします。「2. 改正内容」でございますが、「(1) 支給要件」につきましては、職員イントラネットに掲載された対象物件(登録空き家)に居住する場合に、住居手当の加算額を支給いたします。その他の支給要件・支給方法等は、従来の住居手当制度と同様とします。「(2) 加算額」につきましては、持ち家等の場合は3年間に限り、月額10,000円を加算し、借家・借間の場合は、月額15,000円を加算いたします。「3. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

こちらからの提案は、以上でございます。よろしく願いいたします。

- (組) 今回の改定については、人事委員会勧告を踏襲かたちかと思いますが、認識に相違ないでしょうか。
- (市) ご認識の通りです。
- (組) 空き家の住居手当の加算について、神戸市ならではの政策的な提案で、人口が減っていて空き家が増えているという現状を改善するためのものかと思うが、そういう目的でしょうか。
- (市) はい。
- (組) 持ち家は神戸市内に限っていますが、なぜでしょうか。
- (市) もともと、本市での住居手当の支給要件において、市外で持ち家の場合は支給対象外としている。
- (組) 基本的な住居手当の支給要件の考え方が変更されたものではないということでは

うか。

(市) はい、変更はありません。

(組) では、給与改定にかかる提案を受けたので、持ち帰って検討して、次回の交渉でお伝えいたします。

(市) 承知いたしました。よろしくお願いいたします。